評価基本方針に係る評価委員会における検討状況について

資料2

評価基本万針に係る評価委員会における検討状況に	- JUIC		
評価基本方針(素案)	各評価委員の意見	事務局回答	<u>二重下線部分</u> は評価委員会の議論を踏まえ修正した箇所 評価基本方針(案: <u>修正箇所</u>)
計画基本方動(系条) 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会	台評価安貞の息見		
(以下「評価委員会」という。)が地方独立行政法人三重 県立総合医療センター(以下「法人」という。)の評価を 実施する際の基本的な事項を定める。			しりない「以本「ご重味ご認ら医療センター」前間委員会 (以下「評価委員会」という。)が地方独立行政法人三重 県立総合医療センター(以下「法人」という。)の <u>業務の</u> 実績に関する評価を実施する際の基本的な事項 <u>(以下「基</u> 本方針」という。)を定める。
 評価の前提 法人は、地方独立行政法人制度において、業務を効果的、効率的に実施するため、中期目標及び中期計画に基づいて自主的に運営を行うものであるとされている。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。 	記述されている内容は、中期目標など で明記されており、あらためて評価基 本方針に明記する必要はない。 憲法などの前文のようなもので、評価 はこのように行っていくということを 記述している。あってもよい。	他県事例では記述されていないが、本 県の県立看護大学において記述されて おり、なるべく同じようなものが望ま しいと考え記述した。	 評価の前提 (1) 法人は、地方独立行政法人制度において、業務を交異的、効率的に実施するため、中期目標に基づいて策定した中期計画を着実に推進し、自主的に健全な経営を行うものとされている。さらに、業務の公共性、業務運営の透明性を確保し、法人の状況を的確に示して、県民への説明責任を果たし、不断の改革・改善を行っていくことが求められる。
(2) 法人は、北勢保健医療圏の中核的な病院であるとともに、診療圏域を越えて本県の政策医療を提供する重要な役割を担っており、今後も刻々と変化する医療環境に対応し、将来にわたって求められる機能を確実に果たし、県民に良質で安全・安心な医療を継続的に提供していくことが求められる。	今後評価をどういうスタンスで評価し ていくのか、この基本方針だけを見て 振り返ることができ、記述としてあっ てもよい。		(2) 修正なし
(3) 評価委員会の行う評価は、この2つの基本的な考え 方を踏まえ、法人を取り巻く様々な環境の変化等に 配慮しつつ、中立・公正な立場から、客観的かつ厳 正に実施されることが求められる。			₍₃₎ 修正なし
2 評価の基本方針 (1) 評価委員会は、各事業年度終了時に中期目標の達成 に向けて、中期計画に定めた項目ごとの各年度にお ける具体的な実施状況を調査・分析し、法人の当該 事業年度の業務実績について総合的に評価する。 また、中期目標期間終了時には、当該期間におけ る中期計画等の実施状況の調査・分析を行い、中期 目標の達成状況について総合的に評価する。			2 評価の基本方針 (1) 評価委員会は、法人 <u>の中期計画の実施状況について</u> 総合的に評価し、中期目標の達成状況を判断する。
(2) 評価委員会は、法人を取り巻く医療環境の変化等に 配慮しつつ、法人の組織・業務運営等について、改 善すべき点を明らかにし、法人の業務達成に向けて の積極的な取組を評価するなど、法人の業務の継続 的な質的向上に資する評価を行う。			(2) 評価委員会は、法人の組織・業務運営等について、 改善すべき点を明らかに <u>するとともに</u> 、法人の業 達成に向けての積極的な取組を評価するなど、法、 の業務の継続的な質的向上に <u>資するよう努める。</u>
(3) 評価委員会は、評価を通じて法人の業務運営の状況 をわかりやすく示すことにより、法人の業務運営の 透明性を確保し、県民への説明責任を果たす。			₍₃₎ 修正なし
(4) 評価委員会は、評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する。	評価委員会として当然配慮することで あり、あえて記述しなくてもよい。 評価の作業は当然法人にとっては過重 になるが、評価委員会が過重にするの ではないので、必要ない。	ご意見のとおり修正したい。	(4) <u>削除</u>
	評価委員会は常識的に評価を行うと理 解してほしい。		

評価基本方針(素案)	各評価委員の意見	事務局回答	評価基本方針(案: <u>修正箇所</u>)
(5) 評価の方法については、法人を取り巻く環境の変化 などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応 じて見直しを行う。			(4) 評価の方法については、法人を取り巻く <mark>医療</mark> 環境の 変化 算 を踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に 応じて見直しを行う。
3 評価の種別			3 評価の種別
評価委員会は、次の2つの評価を行う。 (1) 各事業年度における業務の実績に関する評価(以下 「年度評価」という。) 法人の自己点検・評価に基づきながら、中期目標 の達成に向け、各事業年度における中期計画等の実			(1) 各事業年度における業務の実績に関する評価(以下 「年度評価」という。) <u>年度評価は、</u> 法人 <u>が行う</u> 自己点検・評価に基づき ながら、中期目標の達成に向け各事業年度における
60年成に向け、日季年4月にのける中新計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、各事業 年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。 (2) 中期目標期間における業務の実績評価(以下「中期 目標期間評価」という。)			ロットス、中新日標の星城に同行日事業牛皮にのける 中期計画等の実施状況を調査・分析し、その結果を 踏まえ、当該事業年度 <u>における業務の</u> 実績 <u>の</u> 全体に ついて総合的な評価をして <u>行うこととする。</u> (2) 中期目標 <u>の</u> 期間における業務の実績 <u>に関する</u> 評価 (以下「中期目標期間評価」という。)
中期目標の期間における中期目標の達成状況を調 査・分析し、その結果を踏まえ、当該中期目標の期 間における業務の実績の全体について総合的な評価 を行う。 また、中期目標期間の中間点において、その時点	中期目標期間の中間点の時期が曖昧で ある。概ね4年目に行うなど具体的に 何年度に実施するかを明記すべき。	中間総括の時期は実際4年目になると 考えている。その時期を基本方針ある いは後年度策定する中間総括の評価実	中期目標初間に回うこのシ。 中期目標の期間における中期目標 の達成状況を調査・分析し、その結果を踏まえ、当 該中期目標の期間における業務の実績の全体につい て総合的な評価を <u>して</u> 行う <u>こととする</u> 。
における総括(以下「中間総括」という。)を行 い、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認を行 う。なお、この場合において、中期目標・中期計画 の見直しが必要と考えられる場合については、法人 の意見を踏まえつつ、その見直しについても検討	中間総括は、知事が法人の業務の継続の必要性を5年目にいきなり判断する	施要領で記述すべきか検討したい。 中間総括を行うもう1つの理由として は、3年目で総括(中間評価)するこ	また、中期目標期間の中間点 <u>(3年経過時点)</u> に おいて、その時点における総括(以下「中間総括」 という。)を行い、当該期間にかかる中期計画の異 施状況の確認を行う。この場合において、中期目 標・中期計画の見直しが必要と考えられる場合につ
し、必要な意見を述べるものとする。	ことは難しいため、3年間の法人の業 務運営を総括して評価するというもの である。中間総括という表現には疑義 があるが、概ね素案の内容でよい。	とで、計画等の遅れている点などを法 人に対して勧告することができると いった点もある。	いては、法人の意見を踏まえつつ、その見直しについても検討し、必要な意見を述べる。 なお 中間総括は 中期目標期間の最後の事業年
	中間総括を行う具体的な時期は、注釈 などを付けたほうがよい。 どの時期に中間総括を行うかについて は再度事務局で検討してほしい。	中間総括の評価実施要領は別途定める 必要があり、年度評価の状況を見なが ら、改めて策定していきたい。	<u>度の前年度(4年目)に行うこととする。</u>
4 評価の方法	この(中間総括を行う)時点で中期目 標・中期計画を見直すことはあり得る のか。	実際に見直している他県の事例があ り、中期計画期間中に社会の情勢が大 きく変化し、この目標を維持すること が困難になった場合に、計画をそのま ま継続していくことに疑義が生じた場 合、見直しもあり得る。	4 評価の方法
評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。			(1) 項目別評価 項目別評価は 「個別項目評価」と「大項目評
(1)項目別評価 年度評価においては法人の自己点検・評価に基づ きながら、中期計画に定められた各項目について当 該事業年度における実施状況を、中期目標期間評価 においては中期目標及び中期計画に定められた各項 目の達成状況を評価する。	項目別評価は、個別項目評価と大項目 評価を行うことを具体的に記述すべ き。	ご意見のとおり修正したい。	<u> </u>
			つ <u>してこりる。</u> 大項目評価は 個別項目評価の結果を踏まえ 評 価委員会において総合的な評価をして、行うことと する。

評価基本方針(素案)	各評価委員の意見	事務局回答	評価基本方針(案: <u>修正箇所</u>)
(2) 全体評価 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務の実績に ついて総合的な評価を行う。			(2) 全体評価 <u>全体評価は、</u> 項目別評価の結果を踏まえ、 <u>中期計</u> <u>画の実施状況など</u> 法人の業務の実績について総合的 な評価を <u>して</u> 行う <u>こととする</u> 。
5 評価を受ける法人において留意すべき事項 (1) 評価委員会は法人から提出される業務実績報告書等 をもとに評価を行うことから、中期計画等の達成状 況などについて、法人自ら説明責任を果たすことを 基本とすること。			 5 評価を受ける法人において留意すべき事項 (1) 評価委員会の評価は法人から提出される業務の実績 に関する報告書等をもとに行うことから、法人は、 年度計画及び中期計画の実施状況などについて、自 ら説明責任を果たすこと。
(2) 法人は、達成状況を客観的にあらわすために、できる限り数値目標等の指標を設定すること。また、中期計画における達成状況ができる限り明らかになるように工夫すること。			(2) 法人は、 <u>中期計画に示した数値目標等の指標を用</u> <u>いるなどして 実施状況等をできる限り客観的に表</u> <u>す</u> ように工夫すること。
(3) 法人は、県民の視点に留意し、法人が行う自己点検・評価に際して用いる指標や基準、評価結果及びその活用方法について、できる限りわかりやすく説明すること。			₍₃₎ 修正なし
6 評価結果の活用 (1) 評価委員会は、知事が法人の業務の継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討及び次期中期目標の策定、次期中期計画の認可を行うにあたって、評価委員会の意見を述べる際には、中期目標期間の各事業年度の評価結果及び中間総括の評価結果等を踏ます。	評価委員会が評価結果を踏まえて意見 を述べることは当然であり、あえて記 述する必要はない。他県の事例では知 事が活用することを記述している。	他県においても記述している事例もあ り、それを参考にした。当該基本方針 は、評価委員会が策定する規定である ため、主語を「知事は、」とする表現 は望ましくないと考えた。	6 評価結果の活用 (1) 修正なし
えるものとする。 (2) 法人は、評価結果を踏まえ、組織や業務運営等の改 善に取り組み、法人の業務運営の質的向上に資する ものとする。		また、評価委員会が評価結果を踏ま えて意見を述べることは当然であると 認識しているが、当該規定にあえて明 記することで、県民へ説明することが できると考えた。	(2) 法人は、評価結果を踏まえ、組織や業務運営等の改善 <u>さらなる医療サービスの向上に努め 法人の発</u> 展に資するものとする。
7 その他 (1) この基本方針は、評価委員会の決定により、必要に 応じて見直すことができる。			7 その他 ₍₁₎ 修正なし
(2) この基本方針に定めるもののほか、評価の実施に関 して必要な事項は、評価委員会が別に定める。			₍₂₎ 修正なし